

国民健康保険事務に関する特定個人情報保護評価書について寄せられた ご意見と本市の考え方

1 意見の募集期間

令和2年6月15日（月）～令和2年7月14日（火）

2 公表場所

(1) 市役所等での配布

ア 保健福祉局保険医療部保険企画課（本庁舎4階）

イ 市政刊行物コーナー（本庁舎2階）

ウ 各区役所総務企画課（広聴係）

エ 各まちづくりセンター

(2) 札幌市公式ホームページによる公開

http://www.city.sapporo.jp/hoken-iryo/kokuho/pia_saihyoka3.html

3 意見の受付方法

(1) 郵送

(2) 持参

(3) F A X

(4) 電子メール

4 意見数等

(1) 提出者数

1名

(2) 意見の受付方法別内訳

提出方法	郵送	持参	F A X	電子メール	合計
提出者数	0人	0人	0人	1人	1人

(3) 意見総数

11件

5 意見の概要とそれに対する札幌市の考え方

別添のとおり

ご意見の概要とそれに対する札幌市の考え方（国民健康保険事務）

（令和2年6月15日～7月14日実施）

※ご意見は原文を簡略化したり、類似意見をまとめております。

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
1	<p>2021年3月から「健康保険証」を「マイナンバーカード」に搭載し、多大な個人情報をつなぐればどんなにセキュリティを高めても、情報漏えい・流失の危険はさらに高まる。また、特別定額給付金オンライン申請で「なりすまし」事件があったことから、「マイナンバーカード」の提示による本人確認はできないことにならないか。</p>	<p>情報漏えいリスクを鑑み、「健康保険証」の情報と「マイナンバー」を直接紐づけることは致しません。マイナンバーカードの電子証明書を医療機関で読み取り、オンライン資格確認等システムから加入者の最新の資格情報を表示させ確認することになります。</p> <p>また、マイナンバーカードで医療機関を受診する際も、受付の職員等に直接マイナンバーカードを渡すわけではなく、ご自身でカードリーダーにかざしていただき、そこから読み取った電子証明書で資格確認を行うこととなります。</p> <p>医療機関受診時のなりすましへの対応については、医療機関の受付に顔認証付きのカードリーダーを導入したり、受付の職員等がマイナンバーカードの顔写真を確認するなど、医療機関において本人確認を行います。</p>
2	<p>（別添3）平成29.4.12変更の変更箇所VI-2④「重要な変更」は、今回再評価されるということか。</p>	<p>今回再評価されるものではありません。</p>
3	<p>特定個人情報ファイルの取扱いを民間に委託・再委託されるとのことだが、もし情報漏えいがあった場合の対処・措置などはどうなるのか。</p>	<p>マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託（再委託）先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。</p> <p>万が一、個人情報の漏洩があった場合の責任とその補償につきましては、事案の内容により個別に判断することとなります。</p>
4	<p>データの消去・廃棄はどのように行うのか。</p>	<p>HDD等の記憶装置を破棄する場合は、専用ソフトウェアによるHDD全体の消去、専用装置による磁気的な破碎、ハンマー、ドリル等に</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
		<p>よる物理的な破碎のいずれかで情報資産(データ)を消去しております。特に、大量の個人情報記録したところのある記憶装置については、原則として物理的または磁氣的に破壊することとしています。</p> <p>なお、情報資産(データ)の消去を委託する場合は、職員の立会などを行うとともに、データ消去に関する証明書を取得することとしています。</p>
5	<p>委託事項10では特定個人情報全体を、委託・再委託するとなっているが、そのリスク管理はどのように行うのか。</p>	<p>マイナンバー制度については、法律により全ての自治体で対応が義務付けられていることから、委託(再委託)先における適正な取扱いの確保など、多様なセキュリティ対策を講ずることで、安全に運用できるよう努めているところです。</p>
6	<p>(別添3)変更箇所、「削除」となっているのは、他の変更箇所に記載されているのか。</p>	<p>全て既出の内容なので削除いたしました。</p>
7	<p>オンラインで行うことのリスク管理はどうなっているのか。</p>	<p>オンライン資格確認において、加入者の資格情報とマイナンバーを直接紐づけることはせず、マイナンバーカードの電子証明書を読み取り、オンライン資格確認等システムから加入者の資格情報を確認するため、仮にマイナンバーカードを紛失したとしても即座に本人の健康保険資格情報が漏れ出ることはありません。</p> <p>また、システム間の資格情報の連携も、インターネットとは接続していない専用の回線で行うため、情報が漏えいしにくい仕組みとなっております。</p>
8	<p>個人番号を扱うシステムは、セキュリティを高めても、不正アクセス・人為的エラーは防げず、個人情報の漏えい・流出が危ぶまれる。</p>	<p>マイナンバー制度では、安全にご利用いただくために、制度面とシステム面の両方から個人情報保護の厳格な安全対策を講じています。</p> <p>制度面の保護措置としては、①マイナンバーを含む個人情報の収集・保管の禁止(法律に規定があるものを除く)、②個人情報保護委員によるマイナンバーの適正管理に係る監</p>

No.	寄せられたご意見	札幌市の考え方
		<p>視・監督の実施、③法律違反の場合における罰則強化、④マイナンバー提供時のマイナンバー確認と身元確認の義務付け(マイナンバーを用いた本人なりすまし防止策)などがあり、システム面の保護措置としては、①個人情報情報の分散管理、②行政機関間での情報連携における専用符号の採用、③システムアクセス権限の制限と通信時の暗号化など、多様なセキュリティ対策を講じているため、情報漏えい・流失の危険性は極めて低いものと認識しております。</p> <p>電子申請は、インターネットが普及している現代社会では市民の利便性向上に大きく寄与するものであり、既に多くの地方公共団体でも導入しているため、年内を目途に開始する予定です。マイナポータル「電子申請」には、法律により全ての自治体で対応が義務付けられているマイナンバー制度が前提となるため、上記でお示しした多様なセキュリティ対策を講ずることにより、電子申請を安全にご利用いただけるよう留意したいと考えております。</p>